

原議保存期間	10年（令和17年3月31日まで）
有効期間	一種（令和17年3月31日まで）

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第10号、乙官発第10号
乙生発第10号、乙刑発第8号
乙交発第8号、乙サ発第8号
令和6年8月29日
警察庁次長

警察災害派遣隊設置要綱の改正について（依命通達）

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、「警察災害派遣隊設置要綱の改正について（依命通達）」（令和6年3月29日付け警察庁乙備発第6号ほか）により定めているところであるが、この度、別添のとおり「警察災害派遣隊設置要綱」を一部改正することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

命により通達する。

警察災害派遣隊設置要綱

1 概要

- (1) 国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、警察災害派遣隊を設置する。
- (2) 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。3(1)イ(イ)において同じ。）及び方面情報通信部（以下「派遣先警察等」という。）から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

2 任務

警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体調査及び身元確認の支援
- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (6) 行方不明者等の搜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) 被災地等における活動に必要な通信の確保及び情報技術の解析
- (10) 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

3 編成

- (1) 即応部隊
 - ア 部隊及び活動

即応部隊は、次の(ア)から(カ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(カ)までに掲げる活動を行う。

- (ア) 広域緊急援助隊（警備部隊）
被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (イ) 広域緊急援助隊（交通部隊）
交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (ウ) 広域緊急援助隊（刑事部隊）
検視及び死体調査
- (エ) 広域警察航空隊
警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等
- (オ) 機動警察通信隊
被災地等における活動に必要な通信の確保
- (カ) 緊急災害警備隊
被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の派遣先の都道府県警察の長が指示する活動

イ 隊員

- (ア) 各都道府県警察の長は、所属する職員をもってア(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる部隊を編成する。
 - (イ) 各管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、各府県情報通信部及び各方面情報通信部（以下「各情報通信部」という。）の長は、所属する職員をもってア(オ)に掲げる部隊を編成する。
- (2) 一般部隊

ア 部隊及び活動

一般部隊は、次の(ア)から(ケ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(ケ)までに掲げる活動を行う。

- (ア) 特別警備部隊
行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動
- (イ) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

(ウ) 被災者支援部隊

避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

(エ) 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら等

(オ) 特別機動捜査部隊

捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動

(カ) 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

(キ) 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

(ク) 情報通信支援部隊

現地調査、工事仕様書の作成、工事契約、物品調達等被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる警察情報通信に関する業務の支援

(ケ) 支援対策部隊

被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料・飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動

イ 隊員

(ア) 各都道府県警察の長は、所属する職員をもってア(ア)から(キ)までに掲げる部隊を編成する。

(イ) 各管区警察局長は、管区警察情報通信部及び管区内の府県情報通信部に所属する職員をもって、四国警察支局長は、四国警察支局情報通信部及び県情報通信部に所属する職員をもって、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長は、所属する職員をもってア(ク)に掲げる部隊を編成する。

(ウ) 警察庁長官は、警察庁内部部局に所属する職員をもって、各都道府県警察の長は、所属する職員をもって共同してア(ケ)に掲げる部隊を編成する。

4 運用

(1) 指揮等

ア 指揮

(ア) 派遣先の都道府県警察の長は、警察災害派遣隊（機動警察通信隊及び

情報通信支援部隊を除く。)の隊員を指揮する。

(イ) 派遣先の機動警察通信隊の隊長は、派遣先を管轄する都道府県警察の長と緊密に連携して機動警察通信隊の隊員を指揮する。

(ウ) 派遣先の各情報通信部の長は、派遣先を管轄する都道府県警察の長と緊密に連携して情報通信支援部隊の隊員を指揮する。

イ 管区警察局長による調整

管区警察局長は、管区内における警察災害派遣隊の活動について必要な調整を行う。

ウ 警察庁長官による調整

警察庁長官は、一の管区警察局長の管轄区域を越える警察災害派遣隊の活動について必要な調整を行う。

(2) 被災地への部隊展開

広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを派遣先警察等と共有した上、迅速な部隊展開を行う。

(3) 即応部隊の自活

即応部隊は、十分な食料、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、広域緊急援助隊（警備部隊）及び同隊に帯同する機動警察通信隊は、派遣先警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テントや寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動する。

(4) 支援対策部隊の運用

支援対策部隊は、主管局長が別に定めるところにより設置される警察庁支援対策室と連携し、一般部隊を構成する他の部隊が円滑に活動することができるよう、その支援に係る事務に当たるものとする。

(5) 警察災害派遣隊の活動状況等に関する広報

警察災害派遣隊は、被災地における活動状況に関する広報が警察活動や被災状況についての正確な情報発信、被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行う。

5 細目的事項

本通達に定めるもののほか、警察災害派遣隊の編成、運用上の留意事項その他の細目的事項については、主管局長が別に定めるところによる。